

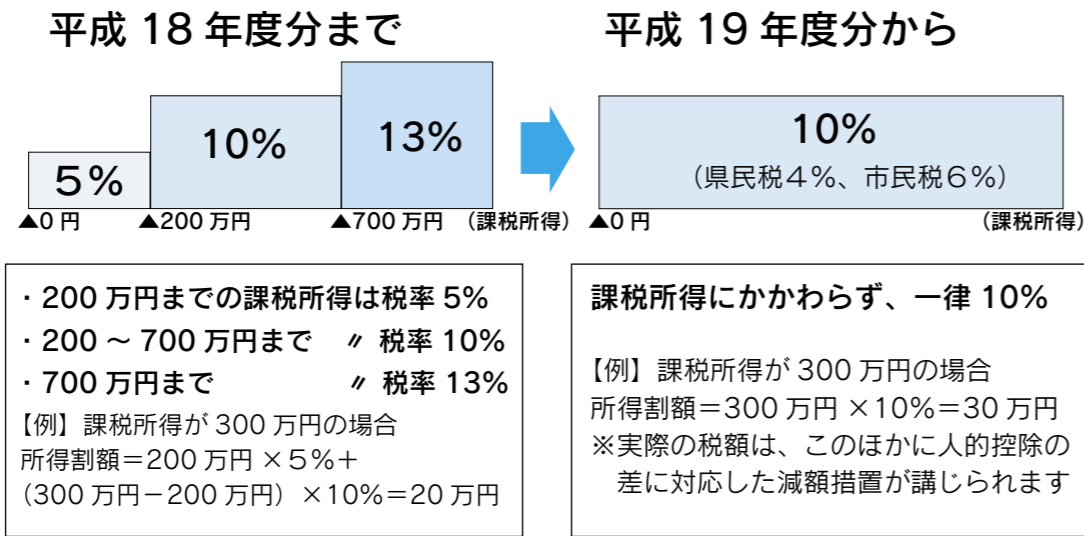
# 平成19年度から 個人市・県民税が変わります

## 何が変わるの？ 3兆円の税源が国から地方に

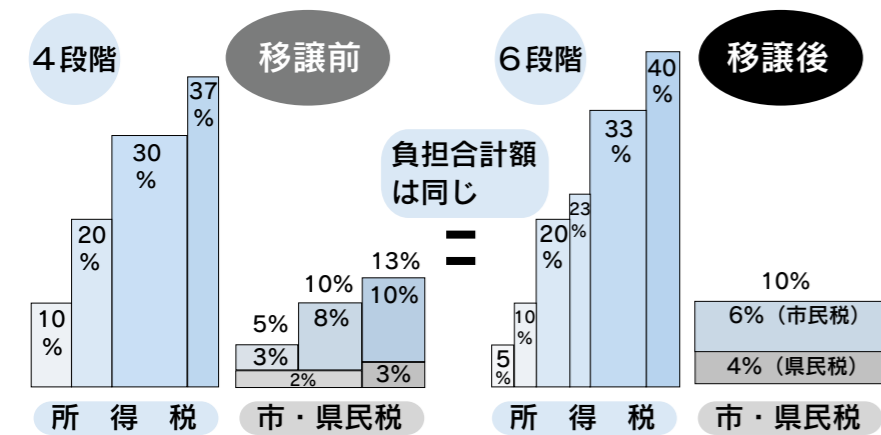
「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲」。税源移譲では、所得税（国税）と市・県民税（地方税）の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

## どう変わるの？ 所得割の税率を10%に統一

市・県民税所得割の税率は現在3段階の超過累進構造になっています。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。これによって高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。



## 税負担は増えるの？ 負担は変わりません



市・県民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が集める所得税の税率構造も見直されます。市・県民税については最低税率が5%→10%に引き上げ、最高税率が13%→10%に引き下げとされていますが、所得税は逆に最低税率が10%→5%に引き下げ、最高税率が37%→40%に引き上げとなります。これらの処置により、税源移譲の前後で「市・県民税+所得税」の納税者の負担は基本的に変わりません。

## 【モデルケース】税源移譲による負担変動（年額）

●独身者の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			→	税源移譲後 (単位:円)			増減額
	所得税	市県民税	合計		所得税	市県民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	→	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000	→	160,500	260,500	421,000	0円

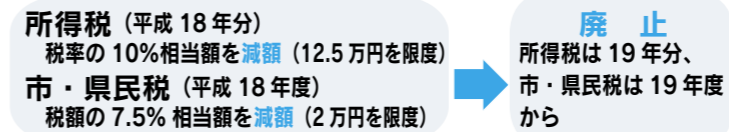
●夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			→	税源移譲後 (単位:円)			増減額
	所得税	市県民税	合計		所得税	市県民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	→	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	→	59,500	135,500	195,000	0円

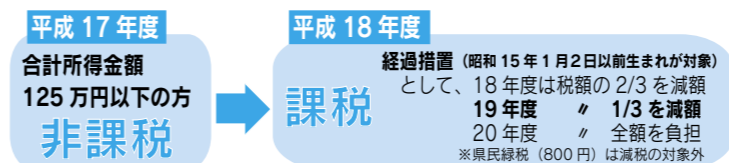
※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
 ※市県民税額は所得割にかかるもので、このほか均等割が課せられます。  
 ※実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があります。

## 税源移譲以外の主な変更点

◆定率減税の廃止  
 平成11年度から、景気対策のため暫定的な税負担の軽減措置として導入していた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。



◆市・県民税の老年者非課税措置の廃止と経過措置  
 平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで市・県民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するための経過措置がとられています。



## 問い合わせ

- ◆所得税について …洲本税務署 ☎ 24-1212
- ◆市・県民税について …市役所税務課 ☎ 43-5022

## 一定基準を満たす高齢者も適用 障害者控除対象者認定書の交付

所得税と市県民税の障害者控除の適用は、原則として障害者手帳の交付を受けている人が対象となっています。上記以外の方でも、次の条件をすべて満たす方からの申請により、審査のうえ障害者控除対象者認定書を交付します。この認定書により、障害者控除を受けることができます。

◆対象者 次のすべての条件を満たす方

- ① 満65歳以上 (12月31日現在)
- ② 要介護認定を受けている
- ③ 身体もしくは精神に基準以上の障害があり、障害者手帳の交付を受けていない

◆申請先 総合窓口センター  
 園長寿福祉課 ☎ 44-3005